

2月27日に建設消防委員会を開催し、本会議から付託された案件1件を審査しました。

議案第2号 工事請負契約締結の変更について

清音神在本線改良（下部工）工事

～内容～

平成24年9月定例会で議決された、清音神在本線改良（下部工）工事の請負契約の内容が変更し、工事費の増額が生じたため、議会の議決を得ようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

なお、別紙のとおり**附帯決議を付する**ことに決した。

～質疑～

問：4つの変更内容の現況はどうなっているのか。

答：補助工法と沈砂地には着手し、補助工法は完了している。その他は未着手である。

問：建設消防委員会に工事の変更を報告した後に、変更審査委員会を開催している。審査委員会が機能していないのではないか。

答：変更審査委員会で協議をしてから、建設消防委員会に報告すべきだった。

問：昨年同様の事があったにも関わらず、再び発生したことをどう思っているのか。

答：誠に申し訳ない。今後は職員ひとりひとりが意識を徹底して再発を防止したい。

平成25年2月27日

建設消防委員会委員長 名木田 正昭 様

建設消防委員会委員 多 田 英 章
〃 ・ 持 堅 吾

「議案第2号 工事請負契約締結の変更について」
に対する附帯決議について

上記の附帯決議案を提出します。

(提案理由)

平成24年9月定例会において、可決された工事請負契約が、工事着手後その工事の内容を変更せざるを得ない状況にあったにも関わらず、議会の議決を得ることなく工事を進める行為が再度起きたことは誠に遺憾である。

昨年の5月臨時会においても、その問題点を指摘したばかりであるため、市当局の公共工事執行全般に渡る問題点があることは否めない。

このような問題が再び起こることのないように、本委員会において問題点を指摘することが、本委員会の果たすべき責務と考える。

よって、次のとおり附帯決議を行おうとするものである。

「議案第2号 工事請負契約締結の変更について」
に対する附帯決議

本議案は、平成24年9月定例会において可決した清音神在本線改良（下部工）工事の契約金額を変更しようとするものであるが、契約金額が変更になることが明らかになった以降も、議会に議案を提出することなく、漫然と工事を進め、変更部分のほとんどの工事が完了した時点になってはじめて議案を提出してきたものである。

昨年の5月臨時会においても同様の問題が発覚し、本委員会でその問題を指摘したばかりである。1年もたたないうちに再びこのような事態を招いたことは、誠に遺憾であると言わざるを得ない。

本委員会では可決すべきと決したが、短期間のうちに、地方自治法に明らかに抵触するとともに、議会の議決権を侵害する行為を再発した市当局に対し、今後このようなことが起きないように、次の点について適切な措置を講じることを強く求める。

記

1 総社市公共工事契約変更審査委員会を設置したが、同じような事態が再発したということは、

同委員会が全く機能していなかったと言わざるを得ない。再発防止のため、同委員会のあり方

を含め、契約金額の変更に係る手続きの抜本的な見直しを行うこと。

2 「請負工事設計変更基準」等工事関係規程の遵守について、関係職員に徹底を図ること。

以上附帯決議する。

平成25年2月27日

建設消防委員会